

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会的責任を認識し、遵法経営と株主利益の尊重を前提に、「食の安全・安心」とおいしさ広がる食のネットワークによる「食の伝道師」としての役割を通じて、継続的に企業価値を高めていくことを基本的使命と認識しております。そのために経営監視機能が強化された体制が適切に構築されていることが不可欠であり、透明性、公正性、独立性、迅速性を基本理念とした諸制度の整備を行い、高い企業倫理観のもとで企業経営の更なる成長を目指します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大河原 愛子	2,492,700	27.38
大河原 毅	1,684,250	18.50
PT INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR TBK	900,000	9.88
株式会社ニチレイフーズ	255,000	2.80
株式会社三菱東京UFJ銀行	215,000	2.36
株式会社商工組合中央金庫	200,000	2.20
日清製粉株式会社	180,000	1.98
倉林 克巳	152,300	1.67
株式会社味泉	150,000	1.65
和田 隆介	143,400	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

持株比率は自己株式(91株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3月

業種 食料品

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10名

定款上の取締役の任期 2年

取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 更新 9名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上 ゆかり	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 ゆかり	○	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長及びサントリー食品インターナショナル株式会社社外取締役を兼任しております。当社と両法人との間に取引関係及びその他の利害関係はございません。	同氏が長年にわたって培ってきた豊富な経験と専門的知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から経営に対する提言をいただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4名

監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

四半期決算後に会計監査人から監査役会に対して当該決算状況の報告を行っております。
 その他、情報システム監査等についても適宜に報告会を実施しております。
 監査役と内部監査室は定期的または適宜に連絡会を開催して情報交換を行っており、必要な対策または改善措置を立案、実行しております。

社外監査役の選任状況 選任している
 社外監査役の人数 2名
 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
本庄 正之	他の会社の出身者														○
山田 勝重	弁護士														○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本庄 正之	○	——	経営陣や特定の利害関係者の利害に偏ることのない中立的な立場で財務および会計に精通していることから監査機能の充実、強化を図るため。
山田 勝重		山田法律特許事務所パートナー所長	弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統括する十分な見識を有していることから社外監査役として職務を適切に遂行できるものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数 2名

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

第36期から3期に亘って新株予約権の決議をしておりましたが、平成21年7月31日付をもって行使期間満了となり終了しました。当社は現状、株主総会で承認された役員報酬額内で、業績を踏まえ役員報酬を決定することで十分と考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および定時株主総会招集通知(事業報告)において、全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役は社外監査役も含めて原則全員が取締役会へ出席しております。
なお出席できない場合には、事前に議事を連絡し、意見等を聴取した上で、取締役会議事録で確認する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

取締役会は、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務執行を監督することを目的として、取締役9名で構成しており、経営全般にわたる重要事項の協議・報告のため毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催いたしております。

2. 経営会議

経営会議は、原則月2回以上の頻度で、業務執行上の個別重要案件や諸問題に対する方針を的確かつ迅速に意思決定することを目的として、取締役と議案に関連する執行役員が出席して開催しております。

3. 監査体制

a) 監査役

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査役会で決定した監査計画に基づき、コンプライアンス・リスク管理・内部統制等について監査活動を行っており、適宜に代表取締役及び会計監査人と意見交換を行い、監査内容の充実強化を図っております。

b) 内部監査室

内部監査室は、他の業務部門から独立し、代表取締役CEO直轄として設置されており、専任者が各業務部門の業務運営状況やリスク管理状況を監査し、必要な改善を指示しております。

c) 会計監査人

会計監査人は、きさらぎ監査法人を会計監査人として選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役3名のうち2名が社外監査役となっております。社外監査役は取締役会はもとより、他の重要な会議へも必要に応じて出席しているほか、監査役会において情報交換を通じて業務活動全般に亘り監査を実施しております。また、当社では、豊富な経験と専門的知見を有した社外取締役が経営の視点から経営執行を監視し、適切な意見を述べる等、現在の体制による経営に対する監視体制は有効に機能しているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

代表者自身
による説明
の有無

補足説明

IR資料のホームページ掲載

決算短信、四半期開示情報、その他適時開示情報

IRに関する部署(担当者)の設置

経営企画室
取締役経営企画室長 堀田 正博

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

「生きがい」、「地域密着の店作り」、「小資本出店」、「女性の社会進出」、「安全安心の食材」等々「社会貢献」をコンセプトとした「ほのぼのお好み鯛焼き本舗」のプロジェクトを立ち上げ、フランチャイズ募集を行っております。

その他

食の安全・安心に対する消費者意識が今日ほど高まっている時代はないと判断しております。また、工場における製品作り同様に、外食事業におけるサービスは基本的には良心に裏付けられた「品質」であることを十分認識しております。これらの「品質」を担保し、重要なステークホルダーである消費者と共に会社の存続を図っていくために、ISO9001の認証取得を全工場にて取得し、従業員のモチベーションを保持するため業績に応じた期末手当の支給等の施策を実施しております。なお、これに関連し、2008年3月に農林水産省主催「第16回優良フードサービス事業者等表彰・国産食材安定調達部門」で農林水産大臣賞を受賞しました。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】

当社は、法令遵守を基本として、事業目的や経営の意思決定が迅速かつ確実に伝達され、業務執行が効率的に行われるための組織管理体制の整備並びに取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制の整備を行います。

【整備状況】

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、役員・従業員の法令遵守を目的とする行動規範の一環としてコンプライアンス10ヶ条を整備しており、その運用の徹底を図ります。
また、当社グループのすべての役員・従業員の職務に関する不法行為等について、外部への法律相談等の窓口を設置するとともに、研修等によりコンプライアンス意識の向上をはかります。また、当社の監査役は、当社グループの主要な会議に出席し、意思決定事項が法令及び定款に適合することを確認することとします。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
当社は取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報について、法令及び社内規程に基づき適正に保存及び管理し、取締役及び監査役は必要に応じこれを開覧できることとします。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
当社グループは、法令や定款違反その他の事由に基づく損失の危険を発見した場合には、社内規程（各業務に関する規程、経理財務に関する規程等）に基づき、必要な指示を各部署に対して行うこととします。
また、リスク管理委員会を開催し、事業等に係るリスクの洗い出し、選別並びにその対応を検討し、会社全体として取組む体制を構築します。さらにコンプライアンス意識の徹底をリスク管理の重要な要素と位置付けており、社内での啓蒙に努めております。
また、組織間の牽制機能が充分に働くように職務分掌の明確化を図り、権限及び責任についても必要に応じて規程を見直すことによって種々のリスクのコントロールを目指しております。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループは、取締役会で各取締役の職務分担を決定し、規程により取締役の権限及び責任等を明確にし、業務執行の適正化及び効率化をはかるものとします。
また、取締役会は原則として毎月一回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める重要事項を決議しております。
5. 当社及び当社子会社からなる当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
コンプライアンス体制及び危機管理体制は、当社を中心としてグループ全体での整備・運用を行うこととしますが、グループ全体の業績確保のため、各社の目標と役割分担は明確化して業務遂行に当たります。
当社は、子会社に対し法令順守、損失の危機の管理等の主要な内部統制項目につき、必要に応じ内部統制システムの整備に関する助言・指導を行うものとします。なお、財務情報の信頼性の確保については連結対象会社を対象に内部統制システムを整備するものとします。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制とその場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役の求めがあったときには、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置するものとします。
7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査役を補助すべき使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮・命令は受けないものとします。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、全ての社内稟議書を開覧するとともに、内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、客観的な監査を実施する体制を整備しております。
また、当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行うものとします。
9. その他監査役が実効的に行われていることを確保するための体制
当社グループの役員及び従業員は、監査役の要請事項に対して積極的に協力することとし、監査役は必要に応じて弁護士・公認会計士など各分野の専門家等を活用できるものとします。さらに、監査役は全ての内部監査報告書、改善指示書を開覧し、必要に応じて内部監査室との帯同監査を実施する体制を整備しております。
また、当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担するものとします。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく有効かつ適切な内部統制報告書提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力及び団体との関係を遮断することを社内に徹底しており、これら勢力からの不当な要求に接した時には毅然とした態度により対応するようにコンプライアンス10ヶ条で定めるとともに、不当要求等には、警察や弁護士等の外部専門機関と連携する協力体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

パート従業員雇用関係法令遵守の徹底

当社グループは、その労働集約的な業種の特異性からパート従業員、外国人従業員等の雇用機会が多く、これら従業員の社会保険加入、時間外労働等の適正管理について、研修等を含め法令遵守に係る内部管理の徹底を行っています。

